

終遼報丙第一七六號

終遼五部
事務官
時間 八二五〇〇
兼任 事務官

G H C との連絡

五月七日

昭和二十一年五月九日(木)
渉 外 課

朝鮮人送還問題

昨日の話に關聯し當方より「ハワエル」大佐に對し、御意向は昨日早速厚生省課長に掩へ、
 ■氏に於て全國各方面に一層努力方指示する筈なるも何分にも問題の根本は朝鮮人が動かさる
 ことに在り、強制的送還權でも與へられざる限り日本政府としては指令に在りたる通動かさる
 ものは歸還の特權を喪失せるものとして「チエツク、オフ」する外方法をき次第なりと述べた
 るに「ハ」大佐も之を諒承し送還の根本方針は任意歸還に在りて特別の場合の外は強制送還は
 認められず、故に動かさる者は正確に「チエツク、オフ」せられ度く司令部より何れ報告を要
 求することとなるべし、猶司令部としては送還に關する指令の趣旨を新聞、「ラヂオ」等を通
 じて更に徹底せしむることを考慮すべしと述べ居たり

(本件に關し「ストラウス」中佐は前週の鮮人送還数は五〇〇〇余にして最も悪成績なりき、
 鮮人の動かさるものはどしどし「チエツク、オフ」せられ度く理由ありて動かざりしものは九
 月三十日後に於ても一括送還方考慮しても可なりと述べ居りたり)
 猶「ハ」大佐に對し横濱に於て七〇〇〇名送出の豫定なりし處僅に六七名集りたるのみなる狀
 況にして鮮人が「メシデー」に強制送還反對の「デモ」を行ひ知事に面會を強要せることを説
 明し結局鮮人は自分の欲する時期に歸り度しと言ふ考へにて日本政府の指示通り動かさるなり

と述べたるに「ハ」大佐は斯る途中は九月三十日後に自分で運賃を拵ひてもかまはざれば可なり、司令部としては先般も御話しせる通り一定時期に送還の責務を完了するの要ある次第なりと述べたり

二、臺灣人送還問題

「ハ」大佐ヨリ本日吳より出帆する筈の船には收容力三五〇〇に對し僅か四五〇人の臺灣人兼船せるのみにして臺灣人送出の成績も甚だ不良なりと述べたるに付之も鮮人と同「ケース」にして結局集らざるものは「チエツク、オプ」し十五日には送還完了と言ふことにする外なしと答へ置きたり、猶「ハ」大佐は臺灣は食糧事情も良きに何故歸らざるや不思議なりと述べたるに付當方より之に反し朝鮮の事情は相當悪き模様にして其の情報が日本にも傳りそれが鮮人の出足を鈍らす一因となり居れりと説明せるに「ハ」大佐も之を肯定し居りたり

三、沖繩方面歸還問題

「ハ」大佐に對し其の後の経緯及再開の見込を問ひたるに本件は猶司令部とUINUPAUとの間に懸案となり居り、最初司令部より琉球人受入を要求せるに對し海軍より食糧不足にて受入出來ずとの回電ありたるに付更に約一週間前食糧は當方より供給するを以て受入あり度き旨電報せるも未だ回答なく催足を考へ居る所なりと答へたり、依て當方より右は沖繩本島のことなるべきか他の諸小島の方は如何と問ひたるに本島が關係は他も同時に「オプ」せらるべきが鮮人、臺灣人の實績に徴するに折角「オプ」しても歸るものがなきにあらざやと笑ひ居りたり

四、SUAJAPの運航船舶中華鮮人の鮮人送還輸送、臺灣琉球間の琉球人送還に従事するものある處乗船者の食糧が中國及臺灣現地に於て用意せられ居らざる爲困り居れりと述べたるに「ハ」

大佐は右船舶に付ては最初の航海の爲には日本に於て食糧を積込むべく若し該船舶が引續き華
鮮間に往復する場合には第二回目の航海以後の食糧は中國側に於て手當する筈にて右は既に各
方面に徹底せる方針なりと述べ且臺灣より琉球人送還は一回にて完了せりと附言せり

五「マリアナ」等への歸還希望者は十五日迄に浦賀に集結せしむべし

六各受入港滞留人数（五月五日）

鹿兒島 四三九、佐世保 一〇一四一、吳 六四九七、舞鶴 〇、仙崎 五三

田邊 〇、浦賀 〇、名古屋 四